

平成19年度 第3回浦安市環境審議会 会議要旨

1. 開催日時 平成19年11月19日(月) 午前10時～正午

2. 開催場所 浦安市文化会館3階 中会議室

3. 出席者

(委員)

柳憲一郎、望月賢二、上野菊良、畑中範子、木邨定男、内海照枝、石黒武
木村英紀子、武藤睦美、石橋正貴、小川和裕、熊倉敬三、鈴木昭夫、

(事務局)

都市環境部長 古賀典道、都市環境部次長 押尾照明

環境保全課長 中谷和久、環境保全課副主幹 金子和男、環境推進係主査 前田唯一
環境保全課環境計画班 奥山孝夫、溝上澄人、森田和徳、杉町順子、湯浅太郎

4. 内容

- (1) 開会
- (2) 部長挨拶
- (3) 会長挨拶
- (4) 議題
 - ・浦安市環境保全条例骨子(案)について
- (5) その他
 - ・環境基本計画年次報告書
- (6) 閉会

5. 会議経過

①「環境保全条例骨子（案）について」

・説明

環境保全条例は、環境基本条例に規定されている基本理念等を具現化するために、その範囲内で規定するものであり、現在検討を進めている環境保全条例骨子案と環境基本条例との関連及び他の市条例との関わりを体系的に整理した資料に基づき、環境保全条例骨子案やこれまでの委員意見に対する対応（事務局案）等説明した。

・質疑応答

委員

歩きタバコの規定については、ポイ捨て条例（浦安市空き缶等の散乱防止等に関する条例）に組み込む予定とのことだが、所管はどこになるのか。また、環境審議会はそれについて意見が言えるのか。

また、生態系について、浦安は埋立地ではあるが、「身近な水辺」の創出は大きく取り上げる必要がある。例えば、最近、舞浜地区の旧江戸川沿岸で、県の葛南地域整備センターが、浦安のDNAを残すために、海浜性植物を養生し、それを戻そうとしたが、地域住民に反対され芝生公園となってしまった。

また、三番瀬側の日の出北公園でも、海浜性植物を養生し、戻そうとしたが、地域住民に反対され出来なかった。

海浜性植物を通して、浦安のDNAを守る大切さを知ってもらうために、「身近な水辺」の創出を環境保全条例に組み込む必要がある。

サーチライトの規制については、規制する根拠をきちんとしておかないと無用な憶測を呼ぶことになる。

事務局

歩きたばこの禁止に関しては、船橋市などのようにポイ捨て条例で規制することを考えている。ただ、千代田区では、条例で罰則規定をおいているが、なかなか違反者が減ることはないようだ。

本市の場合は、禁止規定の必要があるとの提言を環境審議会でおこなっている状況である。市では、市民や明海大学生のご協力をいただきながら、タバコのマナーについて、啓発キャンペーンや禁止ステッカーの配付などを実施している。いずれにしても行政と市民が協働する必要がある。

生態系については、難しい問題であり、地球温暖化による珊瑚礁の破壊や季節はずれの桜の開花、さらには蝶が今の時期に飛ぶなど、生態系が変わりつつある。さらに外来種の問題もある。

水辺の環境保全については、市が対応できることもあるが、市だけでは対応できないことが多い。

サーチライトなどの光害については、国のガイドラインを参考に規定したが、さらに検討する。

委員

環境条件が日々刻々と変わる状況の中で、有機的な機動性を持った規定が

おけないか。例えば、地下水や温泉を汲み上げるとこれと一緒にメタンガスも排出されるが、メタンガスの温室効果はCO₂の21倍にもなる。こんな問題も最近出始めている。このような新たな問題にも有機的に常に対応できるような規定がおけないか。

事務局

温泉や光害などの新たな生活環境問題に対しては、国をはじめ県、市町村がそれぞれの地域の実情に応じて必要があれば規制するもので、それぞれの役割を整理しながら対応している。このような中、有機的な対応という意味では必要に応じて柔軟に条例改正をすることといったことも一つの方法である。

会長

浦安市環境基本条例第14条第3項に「市は必要な規制や措置その他の措置を講じなければならない」とした包括的な規定がされている。何か問題が起こった時にはこの条項で対応できるので、環境保全条例に同様の趣旨を重複して規定する必要がないのではないかな。

環境保全条例は環境基本条例の施策を具体的に実現するために公害防止条例を改正するものである。また、環境基本条例第8条の基本的方向性は先ほどの説明のとおり、環境保全条例の骨子案に反映されていると思う。例えば、環境基本条例第13条に規定している「環境影響評価の推進」を具現化する条項を環境保全条例に組み込む考えはないのか、あるいは環境影響評価条例を独自に制定するのか。

事務局

環境影響評価については、法令の体系をみると「環境影響評価法」や「千葉県環境評価条例」が制定されている。浦安市としてこれに特化した規定を設けるのであれば、このことを定めた条例を別につくることが適当ではないかと考えている。

会長

1997年のアセス法の制定に伴い関係法が変更になったため、千葉県においても今年指針の改定を検討している。市が条例を制定すると、県条例の規制対象からさらに絞り込んだ事項を盛り込むこととなる。

具体的には土壌汚染があげられるが、これだけを取り上げた内容の環境影響評価条例を個別に制定することは適当でないので、環境保全条例の中に土壌汚染の項目を組み込む必要があるのではないかな。

委員

地下水の採取に伴うメタンガスの含有量を削減する規定について、削減の手段は地下水の汲み上げ量を減らすということなら分かるが、それ以外では、ガスを燃焼させるしかない。この規定を設ける意図は何か。また、削減義務に加えて削減量の報告義務も規定する必要があるのではないかな。

生態系の陸域・水域について、環境基本条例に規定があるのに、環境保全条例で水辺の生物の多様性の確保しか規定しないのはおかしいのでは。水辺と陸域の生態系を総合的に考える必要があるので、陸域についても環境保全条例に入れるべきである。

歴史・文化については、市が主体で、市民・事業者が受身というような規定となっている。市民が主体であるべきと思う。

歩きタバコについては、市は基本的な考え方をしっかり持ち、方向性を明確にする必要がある。罰則規定にとらわれないでほしい。

事務局

地下水に含まれているガス含有量の報告義務については、市内の温泉事業者から聞き取った範囲では、それを測定する機械を持っている事業者は今のところないようである。

生態系については、前回の審議会で委員よりご意見をいただき、他の自治体の状況を調べた。自治体によっては生態系に関係した条例を制定しているところもあるようだが、非常に広い範囲にかかる生態系に関する事項を、もともと範囲の広い環境保全条例の中に規定するとなると中途半端なものになる恐れがある。これについて規定するのであれば生態系に特化した条例を別途制定することが適当ではないか。

歴史・文化について、市民が主体となるような規定にすべきとのご意見については検討する。

歩きタバコについては、他市の状況を調べ、本市のあるべき姿を打ち出すものとしてポイ捨て条例の中に規定することを検討しており、市としての考え方を広めていきたい。罰則については段階的に環境審議会においてご意見を伺いたい。

委員

メタンガスの削減義務に係る削減の手段は具体的にどのような方法か。

また、生態系について、環境保全条例にないのはおかしく、人が住む陸域についてその方向性と考え方を明記する必要がある。

ただし、「水辺の保全のための施策」を「生物の多様性の確保及び水辺の保全のための施策」に改められていて、多様性という文言が使われているが、多様性はすべての人にとって必ずしも善とは限らないことに十分留意してほしい。

委員

生物だけでなく植物も入れてほしい。また、市役所脇の忠霊塔公園の池にはニホンアカガエルが多くいる。これら陸域の生物や植物についても保全する必要があるので必要な規定をおけないか。

会長

生物に植物が含まれるのではないか。

委員

植物の視点が欠けている。植物という言葉を加えてほしい。

会長

歩きタバコに関しては、ポイ捨て条例を改正して対応することがいいだろう。ただ、所管する課がどこか、又、この問題を議論する審議会はどの審議会になるのかということを整理してほしい。

委員

ポイ捨て条例の検討に当たっては、いきなり罰則を定めなくてもいいと思う。また、歩きながらのタバコはちょうど子どもの目の高さにあたるので、タバコの火は危険であるといった視点や火災の危険性という視点からの趣旨も条例改正の際には加えてほしい。また、PR事業も検討してほしい。

委員

歩きたばこのモラル・マナーについては多岐にわたるので、ポイ捨て条例で網羅する必要がある。ここで議論を続けるかどうか、方向性を決めてしまった方がいいのではないかな。

会長

身近にあるタバコについては意見を言いやすいが、環境保全条例は議論しにくいという面もあると思う。

環境保全条例は公害を規制することが主な目的であるため、歩きタバコについては、ここでは触れないほうがいい。

委員

サーチライトについて、全国的にいくつかの市町村が条例等で規制しているが、多くは星空観察に良好な環境を確保することが目的のようだ。規定の根拠をしっかりとる必要がある。それがなければ削除した方がいい。

事務局

光害で市民生活に影響があるものは規制した方がいいと考えている。この場合八王子市などでは規制しているので、浦安市でも国の光害ガイドラインを参考にしながら規定をする必要がある。

委員

生活騒音の規定は、市民の生活環境を守ることを目的とした義務規定である一方、投光器による光害については勧告、命令規定が特出しで規定されているのはどうかと思う。

会長

特定事業者を対象にした条例は好ましくないので検討する余地がある。また別途検討中の景観条例には光を規制対象に入れるべきではない。

委員

温泉の利用が盛んになっている。温泉法に基づく指導が市できないのか。

事務局

温泉の汲み上げは温泉法で規制されているが、その運用は都道府県知事が行っている。このため市は温泉法に基づく対応をとることができず、必要があれば県にお願いすることになる。

委員

サーチライトの規制に当たっては、規制基準を設けることが必要ではないか。

事務局

サーチライトの規制内容については引き続き検討する。

委員

サーチライトで電気を使用しているのは無駄だと思うし、一日中点いているコンビニエンスストアの照明ももったいないと思っている。コンビニの営業時間については、それを規制する権限が市にないため、条例で規制することもできない。また、自動車規制について、例えばイタリアでは第1日曜日は自動車に乗らないようにしている。思い切ったことをしないと環境は良くならない。

会長

電気の無駄で言えば、個別に設置できる自動販売機も気になることが多い。また、トイレに設置されている手の乾燥機も、ハンカチを持つことで使用しなくて済むようになる。また、自動車に乗らない日を設けることができれば、生き方の質の転換の動機付けにもなりいいことである。

地球環境の保全には、生き方の質の転換を図り行動を変えていくことが重要で、その仕組み作りが大切である。

②「その他」

- 事務局から、年次報告書の配布先について説明した。
- 今後の環境審議会は月1回、開催する予定である。